

「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について

1 概要

国が定める「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下、「国標準指針」という。）が改正された（最終改正：R6.12.6）ことから、「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下、「県指針」という。）の改正を行う。

2 国標準指針の主な改正点

- (1) 既存建築物等の活用の場合等の特例について追記
- (2) 業務継続計画に関する記載の追記
- (3) 医療機関との連携に関する記載の追記
- (4) 身体拘束の適正化に関する記載の追記
- (5) 入居希望者紹介事業者との委託契約を締結する際の留意事項を追記

3 本県の対応

- (1) 国標準指針の改正内容に準じ、県指針を改正する。

4 その他

適用日は令和7年4月1日とする。